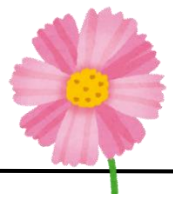




男女共同参画 information



令和4年9～12月の予定表

9月	4日(日)	あいセンター無料開放日
	7日(水)	女性相談(要予約)
	21日(水)	女性相談(要予約)
10月	2日(日)	あいセンター無料開放日
	5日(水)	女性相談(要予約)
	19日(水)	女性相談(要予約)
	22日(土)	あいフェスティバル
11月	2日(水)	女性相談(要予約)
	5日(土)	第1回 男性クッキング
	6日(日)	あいセンター無料開放日
	16日(水)	女性相談(要予約)
	27日(日)	第2回 男性クッキング
12日(土)～25日(金) 配偶者等からの暴力をなくす啓発期間		
12月	4日(日)	あいセンター無料開放日
	7日(水)	女性相談(要予約)
	21日(水)	女性相談(要予約)

R4
4月1日
から

くるみん認定 プラス が新設しました

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を作成した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する「くるみん認定」。この制度に、新たに不妊治療と仕事の両立に関する「くるみんプラス」が新設されました。



認定基準など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。



11月12～25日は「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」です。パープルリボン「女性への暴力根絶のシンボル」です。

育児・介護休業法の改正ポイント

令和4年4月1日から3段階で施行

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- ・妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

現 行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日

- (1) の要件を撤廃し、(2) のみに。
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和

令和4年10月1日施行

3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

取得可能日数：子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能

申出期限：原則、休業の2週間前まで

分割取得：2回取得可能

(初めにまとめて申出ることが必要)

4 育児休業の分割取得

取得可能日数：原則、子が1歳(最長2歳)まで

申出期限：原則、1か月前まで

分割取得：2回取得可能

(取得の際にそれぞれ申出)